

### (3) 被害類型別特徴と対応上の注意点

犯罪被害者等の置かれた状況は様々ですが、ここでは、被害類型別の特徴と対応の際に特に注意すべき事項、各被害類型特有の支援・制度について記載します。

それぞれの特徴に十分に配慮して対応してください。

注) ●：原則すべての人が対象となる支援等      ★：対象要件がある支援等



#### ① 殺人等遺族への対応

##### (特徴)

殺人による被害の場合、遺族は被害者が当時味わったかもしれない恐怖や苦痛を想像して、また大切な家族を喪失したことを何度も繰り返し思い起こすことによって長く苦しむことになります。

また、経済的にも遺族に大きな打撃を与えます。特に、被害者が家族の経済的支柱であった場合は、被害はより大きなものとなります。

社会的な側面からは、マスコミの取材・報道による遺族への被害も大きい場合もあります。加えて、加害者が特定できないなどの状況が続くと、遺族によっては社会全体に対し強い不満や怒りを感じる場合があります。

##### (対応上の注意点)

相談の際には、きめ細やかな情報提供、わかりやすい説明、理解の確認等をより一層心がけることが重要です。

多くの遺族は、外見上は毅然とふるまっているように見えても、かつて経験したこともないような精神的ショック状態にあり、直面している状況を十分に理解できなかつたり、これまで働いていた判断力や思考力が働かなくなる場合があります。

そのため、情報提供等を行うときには、わかりやすい説明に加え、支援・制度を紹介しているパンフレットやメモを渡すなど、より一層の配慮が求められます。

死亡に際し、様々な手続が必要になるため、適切な情報提供に努めることが重要です。

#### ●死亡の届出

犯罪や事故によって亡くなった場合やその可能性のある場合は、死因等を明らかにするため、検視や解剖が行われます。

検視等の終了後、死亡を確認した医師に「死亡診断書(死体検案書)」(有料)を作成・発行してもらいます。「死亡診断書(死体検案書)」を受け取ったら、死亡の日から7日以内に市町にそれを提出して死亡の届出を行い、埋火葬許可証を発行してもらいます。この許可証がなければ、亡くなった方を火葬したり埋葬したりすることができません。

(紹介先)

警察署 (P.93)、市町 (P.85・91)

#### ★司法解剖に関する経費の公費負担

司法解剖が行われた場合、遺体を遺族の希望する県内の場所まで搬送するための経費を公費で負担する制度があります。

(紹介先)

警察署 (P.93)

## ●各種健康保険・年金の異動届

亡くなった方が医療保険あるいは年金を受給していた場合は、遺族は被害者が亡くなったことを担当機関に届け出る必要があります。

(紹介先)

市町 (P.85・91)、社会保険事務所 (P.101)、勤務先庶務担当

## ●遺産相続等

被害者が亡くなってから 10 か月以内に相続税について申告しなければなりません。

(申告先) (相談先)

税務署 (P.101) 滋賀弁護士会 (P.87)、司法書士会 (P.102)

経済的支援として、以下のような制度があります。

## ★犯罪被害者等給付金 (遺族給付金)

故意の犯罪行為により不慮の死を遂げた被害者の遺族に対し、一時金が支給されます。

(紹介先)

警察署・警察本部警察県民センター (P.93)

## ★遺族基礎年金

国民年金に加入中、老齢基礎年金を受給する資格のある人等が死亡したとき、死亡した者によって生計を維持されていた子 (18 歳に到達する年度末まで) のある妻または子に支給されます。

(紹介先)

市町 (P.85・91)

## ★遺族厚生 (共済) 年金等

厚生 (共済) 年金に加入中の人、老齢厚生 (退職共済) 年金を受給する資格のある人、1 級または 2 級の障害厚生 (共済) 年金を受給している人等が死亡したとき、遺族に支給されます。

(紹介先)

社会保険事務所 (P.101)、共済組合、勤務先庶務担当

母子家庭、父子家庭となった場合には各種支援制度があります。

## ★母子福祉施策等

母子家庭の母、父子家庭の父に就職や家事等についての支援を行う制度があります。

(紹介先)

福祉事務所 (P.95)

子どもが遺族となった場合には、以下のような制度があります。

## ★遺児の就学援助等

被害者遺児等に奨学金または学費が給与されるほか、生活指導や相談も受けられます。

(紹介先)

公益財団法人犯罪被害救援基金 (P.102)、警察署 (P.93)

マスコミ対策としては、以下のようなものがあります。

→ (P.60、Q&A 26 参照)

## ② 暴力犯罪等により傷害（障害）を負った人への対応

### （特徴）

被害者は、身体の負傷だけでなく精神的に大きなダメージを受けている場合も多く、PTSD や適応障害、うつ病等になる場合があります。また、被害が自宅や近所で起こった場合や加害者が近くに住んでいる場合は特に、再び被害に遭うのではないかと不安になる場合があります。

また、その治療費用や学業・職業維持の困難さ、治療のための通院で欠勤を余儀なくされること等の理由から、経済的な問題に直面することもしばしばあります。

### （対応上の注意点）

捜査のために診断書等が必要な場合は、以下のような制度があります。

### ★診断書等の公費支出

身体犯の事件捜査または立証のため必要となる診断書等に要する費用を公費で負担します。ただし、警察に届け出た後に受診すると公費で直接医療機関に支払われますが、届出の前に受診した場合には公費で負担できないことがあります。

（紹介先）

警察署（P.93）

医療費の援助として、以下のような制度があります。

→（P.57、Q&A 21 参照）

重傷病障害を負うなどした場合には、以下のような制度があります。

### ★犯罪被害者等給付金（重傷病給付金、障害給付金）

故意の犯罪行為により重傷病を負った被害者や後遺障害が残った被害者に対し、一時金が支給されます。

（紹介先）

警察署・警察本部警察県民センター（P.93）

### ★特別障害者手当

20 歳以上で身体または精神に著しい重度の障害があるために、日常生活において常時特別の介護が必要な在宅障害者に支給されます。

（紹介先）

市町（P.85・91）

### ★身体障害者手帳の交付

身体に障害のある方は、本人または保護者の申請で手帳が発行されます。医療費の給付や助成、各種税の減免や控除などを、障害の程度に応じて受けられます。

（紹介先）

市町（P. 85・91）



### ★障害者控除

本人または扶養親族等が障害者である場合には、一定額の税が控除されます。

(紹介先)

税務署 (P.101)

### ★障害基礎年金

20歳前や国民年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで、一定以上の障害の状態となったときに支給されます。身体的な障害だけでなく、精神的な障害についても、医師の判断によっては受給できる可能性があります。

(紹介先)

市町 (P. 85・91)

### ★障害厚生（共済）年金等

厚生（共済）年金の加入中に初診日のある病気やけががもとで、一定以上の障害の状態となったときに支給されます。

(紹介先)

社会保険事務所 (P.101)、共済組合、勤務先庶務担当

### ★就労移行/継続支援

一般企業等への就労を希望する障害者等に、一定期間、就労に必要な知識・能力の向上のために必要な訓練や、働く場等を提供します。

(紹介先)

市町 (P. 85・91)、指定障害福祉サービス事業者

子どもが被害当事者の場合は、以下のような制度があります。

### ★特別児童扶養手当

20歳未満で身体または精神に中程度以上の障害がある児童を家庭で監護、養育している父母またはその他の者に支給されます。

(紹介先)

市町 (P. 85・91)

### ★障害児福祉手当

20歳未満で身体または精神に重度の障害があるために、日常生活において常時介護が必要な在宅の児童に支給されます。

(紹介先)

市町 (P. 85・91)

加害者が暴力団等である場合には、専門機関に相談することが重要です。

(紹介先)

警察署・警察本部組織犯罪対策課 (P.93)、暴力団追放推進センター (P.90)

### ③ 交通事故に遭った人への対応

#### (特徴)

交通事故は、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律などにより「犯罪」に該当する場合が多いにもかかわらず、「事故」として社会で軽く見られる傾向にあり、被害者やその家族が周囲の心ない言動に深く傷つき、強い憤りを感じていることが多く見られます。被害の重大さに比して加害者が軽い刑罰しか与えられない、加害者から十分な謝罪がなされていないことに対する怒りを抱えている遺族も見受けられます。

#### (対応上の注意点)

交通事故に遭った場合には、以下のような対応が必要です。

#### ●警察への連絡

交通事故に遭った場合、直ちに警察に連絡することが重要です。連絡が遅れると交通事故の認定や事故原因の究明が困難になる場合があります、保険請求に支障が生じる場合もあります。

#### ●警察への診断書提出

交通事故でけがをした場合、警察へ診断書を提出する必要があります。診断書の提出がない場合は、「人身事故」としての取扱いができません。事故当時はけがに気付かなかったが、後でけがが明らかになった場合も同様です。診断書を提出するに当たっては、事故現場を管轄する警察署等に事前に連絡し、必要書類等を確認してください。

自賠責保険、自動車保険の保険金を請求することができます。

#### (紹介先)

損害保険会社

損害賠償については、当事者間において解決が図れない場合もあります。そのような場合には、以下のような機関・団体に相談をすることが有効です。また、交通事故の場合、言葉で事故状況を説明することは大変困難なため、事故の状況を示す図面や現場の写真、交通事故証明書等を用意したり、加害者の任意保険の有無とその種類を確認しておく、相談がスムーズに進む場合があります。

#### (紹介先)

県立交通事故相談所 (P.89)、(独)自動車事故対策機構滋賀支所 (P.102)

#### (参考)

滋賀県交通安全活動推進センター (P. 102)、  
(公財)日弁連交通事故相談センター滋賀相談所 (P. 102)、  
(公財)交通事故紛争処理センター大阪支部 (P. 102)、  
(一社)日本損害保険協会 (P. 102)、  
(一財)自賠責保険・共済紛争処理機構大阪支部 (P. 102)



経済的支援として、以下のような制度があります。

### ★政府保障事業

加害車両が特定できない場合や自賠責保険に未加入の車両による事故の場合等、自賠責保険が適用されない場合に、自賠責保険と同様の補償を受けることができます。

ただし、加害車両が自転車のように、自賠責保険の契約ができないものは除外されます。

(紹介先)

損害保険会社

### ★奨学金の貸与

交通事故が原因で亡くなった人または重度の後遺障害が残った人の子を対象に、高等学校以上の学費について奨学金を無利子で貸与します。

(紹介先)

(公財)交通遺児育英会 (P. 102)

### ★交通遺児奨学金の給付制度

滋賀県在住で父または母、もしくは両親を交通事故により亡くされた 18 歳以下の交通遺児に奨学金、新入学給付金、学年進級支援金が給付されます。

(紹介先)

(公財)おりづる会 (P. 102)

### ★交通遺児育成基金制度

自動車事故により保護者を亡くした満 13 歳未満の交通遺児が、損害賠償金等の中から拠出金を交通遺児育成基金に払い込んで基金に加入すると、これに国や民間からの援助金を加えて同基金が安全・確実に運用し、本人が満 19 歳に達するまで育成給付金が支給されます。

(紹介先)

(公財)交通遺児等育成基金 (P. 102)

### ★介護料支給、各種貸付等

自動車事故を原因として、脳、脊髄または胸腹部臓器を損傷し、重度の後遺障害を持つため、日常生活動作について常時または随時の介護が必要な状態の方に介護料が支給されます。また、交通遺児等貸付、不履行判決等貸付、後遺障害保険金一部立替貸付、保障金一部立替貸付などがあります。

(紹介先)

(独)自動車事故対策機構滋賀支所 (P. 102)

#### ④ 性犯罪に遭った人への対応

##### (特徴)

性犯罪は、「魂の殺人」とも呼ばれ、被害者の尊厳を踏みにじる悪質な犯罪です。被害者は、身体的にはもちろん、精神的にも大きなダメージを受けています。心理的、社会的な何らかの反応（P6「①心身の不調」参照）が現われる場合が多く、PTSDに加え、うつ病やパニック障害等を併発することもあります。また、刑事手続が進むことで、被害者は事件のことを想起せざるを得なくなり、精神的負担が増大します。影響が深刻な場合、恐怖症、アルコールや薬物への依存、対人関係の障害、自傷行為や自殺行動などに至ることもあると言われています。

また、女性の被害者によっては、男性に対する恐怖心がある場合もありますので、その時は、女性の支援者が対応することが必要です。

##### (対応上の注意点)

性犯罪の被害者は、羞恥心や恐怖心から、被害の届出をすることに不安が一杯です。そこで、ワンストップ支援センターの SATOCO に繋ぐことや、支援者が警察まで付き添うなど、被害者の不安の軽減に努めることが重要です。

#### ●性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖(通称SATOCO)への相談

滋賀県産科婦人科医会、認定NPO法人おうみ犯罪被害者支援センター、滋賀県警察、滋賀県の4者が連携し、性暴力被害者への総合的な支援をワンストップで提供することで、被害者の心身の負担を軽減しその回復を図るとともに、警察への届出を促進し、被害の潜在化を防ぎます。具体的には、24時間ホットラインによる相談、産婦人科医療、被害者の様々な要望に応じた支援の提供など、迅速かつ的確に途切れることのない支援を行っています。

(紹介先)

性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO (P.89)



## ●警察への届出

警察への届出の重要性や支援について説明した上で、なお届出に消極的な場合には、届出を強いるのではなく、本人の判断で決めることが大切であることを伝えることが重要です。警察では、警察施設に立ち入ること自体に抵抗を感じる被害者の心情に配慮して、本人の希望により、警察施設以外の施設で被害相談や事情聴取を行ったり、女性警察官が対応するなどしています。

(紹介先)

警察署 (P.93)

 **ポイント**



### 親告罪とは

性犯罪は、親告罪（告訴がなければ起訴できない）にあたるため、近年まで原則として犯人を知った日から6か月経過後は告訴することができない（刑事訴訟法235条1項柱書本文）とされてきました。しかし、強制わいせつ罪、強姦罪、わいせつ・結婚目的略取・誘拐罪等に係る告訴については、被害者が精神的ショック等から告訴するまでに時間がかかることから、平成12年の刑事訴訟法改正で、告訴期間の制限がなくなりました。

## ●警察での事情聴取・実況見分

被害の状況や犯人像などを聞かれるほか、現場の確認や証拠品（当時着ていた服など）の提出を求められる場合があります。

警察では、被害者等の「パトカーや制服警察官が家に来られたら困る。」「女性捜査員に話を聞いて欲しい。」等の希望に応じるよう配慮しており、証拠採取に関しては、専用の用具や着替え等が入った証拠採取セットを使用したり、被害状況を再現する必要がある場合には、ダミー人形等を使用するなどしています。

(紹介先)

警察署 (P.93)

すぐに警察に届け出ることには消極的な場合でも、治療や緊急避妊、犯人の体液等証拠採取や性感染症の検査のため、婦人科等の検診を受けるように勧める必要があります。そのため、ワンストップ支援センターのSATOCOにつなぐことで、急性期の対応が可能になります。

## ●緊急避妊

被害から72時間以内であれば、服用により、妊娠を回避することができます。服用開始が遅くなるほど回避の成功率が低くなるので、被害後すぐに受診することが重要です。また、警察署に届け出れば、診断書料、初診料、検査等費用、再診料、緊急避妊措置料及び人工妊中絶費用を公費で負担できる制度があります。

(紹介先)

警察署 (P.93)、産婦人科（日本家族計画協会HP参照：<http://www.jfpa.or.jp/>）



## ●犯人の体液等証拠採取

被害直後の場合には、婦人科において犯人の体液等を採取しておくことで、後に告訴することとなった際に証拠となります。ただし、入浴等をしてしまうと採取できない場合があるので、すぐに警察署へ届出て受診することが重要です。

(紹介先)

警察署 (P.93)、性暴力被害者総合ケアワンストップびわ湖 SATOCO (P.89)

## ●病院への付添い

被害者の精神的負担軽減のため、診療の際に支援者が付添いをを行います。

(紹介先)

おうみ犯罪被害者支援センター (P.87)

## ●特定感染症検査

HIV抗体検査、B型肝炎抗原検査、C型肝炎抗体検査、梅毒血清検査が無料・匿名でできます。なお、警察への届出があれば、SATOCO や産婦人科での検査費用も公費で負担します。

(紹介先) 保健所 (P.96)

裁判においては、被害者の精神的負担の軽減のため、以下のような制度があります。

## ★証人出廷等の配慮

性犯罪の被害者が法廷で証言する際、状況に応じて、心理カウンセラーや親・教師などが付き添うことが認められており、民間団体の支援者や検察庁の被害者支援員または女性事務官等が付き添うこともできます。また、事案によりますが、加害者と顔を合わさないようにするため、裁判所において遮へい措置をとったり、ビデオリンク方式による尋問を行うこともできます。さらに、公開の法廷において被害者の氏名などを明らかにしない措置をとることもできます。

(紹介先)

大津地方検察庁 (P.94)、大津地方裁判所・簡易裁判所 (P.94)、  
おうみ犯罪被害者支援センター (P.87)

精神的なショックが非常に大きく、支援者には特段の配慮が求められます。対応が困難な場合には、専門機関・団体における相談を勧めることも重要です。

(紹介先)

精神保健福祉センター (P.87)、おうみ犯罪被害者支援センター (P.87)

## ⑤ DV（DV防止法に基づく配偶者等からの暴力）被害者への対応

### （特徴）

配偶者等（事実婚関係、生活の本拠を共にする交際関係にある者も含む）からの暴力には、殴る・蹴るなどの身体的暴力のほか、人格を否定するような暴言を吐く、何を言っても無視する、交友関係を細かく監視するなどといった精神的暴力、嫌がっているのに性的行為を強要する、見たくないポルノビデオ等を見せる、避妊に協力しないといった性的暴力が含まれます。暴力の影響は深刻で、目に見える傷だけでなく、目に見えない心の傷や、一見、暴力とは関係のない身体症状が現われることもあります。被害者の多くは、加害者から「おまえが悪い」などと責められ続け、自信をなくし、「私が悪い」、「私がいらないから・・・」などと自分を責めています。

また、暴力の関係から抜け出すことは難しいことです。加害者である配偶者等への経済的な依存や加害者からの報復・仕返しへの恐怖、家族・親戚など周囲の無理解などがあるためです。そのため、誰にも助けを求めることができず、周囲も気付かないうちに暴力がエスカレートし、被害が長期化・潜在化・深刻化しやすいという特徴があります。

※ DV被害者の対応については、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（DV防止法）」に基づく配偶者等からの暴力を対象にしており、生活の本拠を共にしない恋人間の暴力は除きます。

### （対応上の注意点）

相談者の困難を受け止め、評価することなく、受容する姿勢で相談を受けてください。

暴力の中で長い間暮らしてきた困難や苦しみを、まず理解し、悩みながら相談している気持ちを受け止める姿勢が求められます。

被害者の立場に立って、被害者の言葉、訴える内容をありのまま聞いてください。「夫の言い分も聞きたい」とか「殴られる理由があったのではないか」などの問いかけは適切ではありません。

緊急性（安全性）を確認します。

加害者が追跡してくる可能性があるか、被害者に対する危険が迫っていないか、被害者がけがを負っていないか、また、子どもと一緒にいるのかなど子どもの状況などの確認を行い、必要に応じて早急に警察や医療機関などの専門機関につなぎます。なお、直近に被害を受けた場合には、面接時に傷などの写真を撮ったり、受診の際に診断書を書いてもらうなどしておく、保護命令申立ての証拠として使える場合があります。

（紹介先）警察署（P.93）、医療機関

配偶者からの暴力がわかった場合は、下記の機関へ通報するように努めます。

配偶者からの暴力を受けていることがわかった場合は、配偶者暴力相談支援センターまたは警察署に通報するように努めなければなりません。特に、医師その他の医療関係者は、被害者を発見しやすい立場にあることから、守秘義務を理由にためらうことなく、通報を行うことが必要です。

通報については、被害者の意思を尊重することになっていますが、被害者の生命または身体に重大な危険が差し迫っていることが明らかな場合には、被害者の同意が確認できなくても積極的に通報を行うことが必要です。

（紹介先）警察署（P.93）、配偶者暴力相談支援センター（子ども家庭相談センターほか）（P.81・89）

緊急時における安全の確保および一時保護が必要か検討します。

「家を出たい」、「怖くて帰れない」など相談者の意思が明確である場合は、緊急時における安全の確保および一時保護も検討しなくてはなりません。

まず、友人宅や実家、親族の家など一時的に避難する場所があるかどうかを確認し、所持金がある場合は、宿泊施設の利用も考えます。所持金がない場合、加害者が実家や知人宅を知っていて、そこに避難してもすぐに連れ戻される危険性がある場合など、一時保護等が必要と考えられる場合は、配偶者暴力相談支援センターなどの専門機関につながります。

配偶者暴力相談支援センターでは、保護命令申立てや住民基本台帳等の閲覧制限、健康保険被扶養者認定等の取扱いなどについても相談できます。

(紹介先)

配偶者暴力相談支援センター (P.81・89)、福祉事務所 (P.95)



再被害防止のためには、以下のような制度があります。

### ★保護命令

裁判所が加害者に対して発する保護命令には、接近禁止命令、退去命令と電話等禁止命令があります。保護命令に違反した場合は、1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられます。

#### 💡ポイント

#### 保護命令とは

※**接近禁止命令**：被害者の身辺につきまとい、または被害者の住居、勤務先等の付近をはいかにすることを6か月間禁止するもの。被害者本人に対する接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて、同居する未成年の子どもや被害者の親族等に対する接近禁止命令も申し立てることができる。再度の申立ても可能。

※**退去命令**：被害者と共に生活の本拠としている住居から2か月間退去することを命じるもの。再度の申立てができる場合もある。

※**電話等禁止命令**：被害者への面会要求や電話（無言含む）等を禁止するもの。接近禁止命令の実効性を確保するため、同命令と併せて申し立てができる。

(紹介先) 警察署 (P.93)、配偶者暴力相談支援センター (P.81・89)、大津地方裁判所 (P.94)

### ★住民票の写しの交付等の制限

配偶者からの暴力から逃れて転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町長が交付をしないように申出することができます。なお、申出を受けた市町長は、警察署・配偶者暴力相談支援センター等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(紹介先) 市町 (P.85・91)

配偶者からの暴力から逃れられない理由の一つとして、経済的自立の困難が挙げられます。そのため、以下のような制度を活用し、自立を図ることも有効です。

→ (P.49・50、Q&A7・8 参照)

## ⑥ ストーカー被害に遭った人への対応

### (特徴)

「ストーカー行為等の規制等に関する法律」が規制の対象としている行為は、「つきまとい等」と「ストーカー行為」です。「つきまとい等」とは、特定の人に対する恋愛感情やその他の好意の感情、またはそれが満たされなかったことへの恨みなどの感情を充足させる目的で、特定の人やその家族、友人、職場の上司等特定の人と密接な関係がある人に

- |                            |                |
|----------------------------|----------------|
| ① つきまとい、待ち伏せ、押しかけ          | ② 監視していると告げる行為 |
| ③ 面会、交際の要求                 | ④ 乱暴な言動        |
| ⑤ 無言電話、連続した電話、ファクシミリ、電子メール | ⑥ 汚物などの送付      |
| ⑦ 名誉を傷つける                  | ⑧ 性的羞恥心の侵害     |

を行うことをいいます。ストーカー行為は、「つきまとい等」を繰り返して行うことをいいます。加害者が近くに住んでいるケースも多いため、再犯の防止が重要となります。

### (対応上の注意点)

支援者としては、被害者の相談内容を軽く考えないという姿勢が求められます。被害者は、緊急の場合には警察に通報するとともに、ストーカー被害を具体的に立証するために、以下のような対応をするように促すことが有用です。

- ア) 被害の内容、日時、場所、車両ナンバー等を記録する
  - イ) 相手の具体的な言葉や動作を細かく記録する
  - ウ) 相手からの手紙やメール、留守番電話メッセージを保存する
  - エ) 電話の会話内容をメモ、または録音する
  - オ) 相手が残したメモや贈り物の状況を撮影する
- (紹介先) 警察署・警察本部生活安全企画課 (P.93)

ストーカー被害が認められた場合には、再被害防止のために、以下のような方法が考えられます。

### ★警察からの警告、告訴

被害者が警察に申出書を提出することにより、警察から加害者への「警告」を行うことができます。警告を無視してつきまとい等が続けると、公安委員会から「禁止命令」を出すことができます。また、「警告」の申出以外にも、警察に「告訴」を行って、ストーカー行為等の規制等に関する法律違反等で相手方の処罰を求めることができます。

(紹介先) 警察署・警察本部生活安全企画課 (P.93)

### ★住民票の写しの交付等の制限 (再掲 P.33)

ストーカー被害から逃れるために転居した後、加害者が住民票等を調査して被害者の所在を突き止めることを防ぐため、住民票や戸籍の附票などの居所を探されるおそれがある書類を加害者が請求しても、市町長が交付をしないように申出ることができます。なお、申出を受けた市町長は、警察等の意見を聴くなどし、措置の必要性について確認します。

(紹介先) 市町 (P.85・91)

## ●無言電話や執拗な電話の対応

ナンバーディスプレイ（電話に出る前に相手の方の電話番号を確認できるシステム）や、ナンバーリクエスト（電話番号を通知してこない電話は受け付けないようにするシステム）、迷惑電話おことりサービス等を利用することもできます。

（紹介先）

NTT、その他の電話会社

## ★防犯グッズ等の活用

再被害防止のため、防犯ブザーを貸出しています。

（紹介先）

警察署（P.93）



## ⑦ 虐待された子どもへの対応

### (特徴)

子ども虐待とは、「児童虐待の防止等に関する法律（以下「児童虐待防止法」という。）」により保護者による子ども（18歳未満）に対する身体的虐待、性的虐待、養育の放棄または怠慢（ネグレクト）、心理的虐待とされています。子ども虐待は、子どもの人権を著しく侵害するもので、子どもの心と体に大きな傷を残し、将来にも深刻な影響を与えます。具体的には、発育・発達が遅れたり、対人関係がうまくとれなかったり、PTSDが生じることなどが挙げられます。さらに、子どもの人格形成に著しい影響を与え、適応的な振る舞いが難しくなったり、非行などにつながる場合もあります。また、被害を受けた子どもに適切な対処がなされない場合などには、本人が親となった時に自分の子どもに虐待をしてしまうこともあります。子ども虐待には、何より子どもの命を守り、子どもが安全・安心に育つためにあらゆる機関・団体がネットワークを構築し、早期発見、早期対応をすることが重要になります。

### (対応上の注意点)

子ども虐待が疑われる場合は速やかに市町または子ども家庭相談センター(児童相談所)に通告しなければなりません(児童虐待防止法第6条)。

たとえ、親が通告を拒む場合であっても、子どもの安全を守るためには通告が必要です。虐待を知った機関・団体が安易に判断せず、速やかに子ども家庭相談センター等に通告することが大切です。ただし、子どもが大けがをしているなど生命・身体への重大な危害が回避できない場合には、まず消防(119番通報)および警察(110番通報)へ通報してください。

なお、通告を受けた機関は通告した者を特定させるものを漏らしてはならないとされています(児童虐待防止法第7条)。

### ア) 子ども自身から告白、相談があった場合

できる限り子どもがくつろげる場所を選び、「話しやすいところから話していいよ」と子どものペースで話を聞きます。子どもの訴えに意見したり、評価したりせずに聞いてください。無理に聞き出す必要はありません。被害を打ち明けられた場合は、把握・確認できた情報を市町または子ども家庭相談センターに通告してください。

### イ) 虐待を行っている親からの相談があった場合

親からの自発的な相談の場合には、加害者である本人の話を傾聴しながらも、子どもの置かれているリスクを考え、速やかに市町または子ども家庭相談センターに通告してください。

(連絡先)

子ども家庭相談センター (P.89)、市町(児童虐待防止主管課) (P.91)

### 💡 ポイント

### 守秘義務について

守秘義務とは正当な理由なく外部に情報を漏らしてはならないことをいいます。守秘義務は、公務員や医師などに厳重に課せられています。しかし、虐待が疑われる状況がありながら、守秘義務を理由に通告が躊躇されるのでは、子どもを守ることにはなりません。守秘義務と通告義務との関係について、児童虐待防止法第6条第3項は、「刑法(明治四十年法律第四十五号)の秘密漏示罪ひみつろうしざいの規定その他の守秘義務に関する法律の規定は、第一項の規定による通告をする義務の遵守を妨げるものと解釈してはならない。」と規定し、通告が守秘義務違反には当たらないことを明記しています。

通告後は、通告先機関等において以下のような対応が行われます。

## ア) 安全確認調査

通告先機関は通告受理後、速やかに子どもの安全確認を行うとともに、子どもや家族についての調査を行います。子どもの心身へのリスクが大きく、その安全を確保する必要がある場合は、子ども家庭相談センターが子どもを一時保護します。なお、必要な場合は保護者に対し子どもへの通信・面会を制限することもあります。

## イ) 在宅支援の場合

通告先機関等への通所支援、通告先機関等による家庭訪問、保健センター・保育所・学校・児童委員などによる支援、見守り等が実施されます。

## ウ) 親子分離が必要な場合

子ども家庭相談センターによる児童養護施設等への入所や里親への委託等の措置が行われます。その後、保護者が虐待の事実と真剣に向き合い、保護者と生活することが子どもの最善の利益につながる場合、再び親子が共に生活できるよう支援が行われます。

※ 通告された事例の多くは、様々な機関の支援を受けながら親子が在宅で生活を続けています。その支援は、市町が設置・運営する要保護児童対策地域協議会<sup>1</sup>を通じた関係機関の連携により地域の社会資源を活用して行われます。

### 💡 ポイント

#### 親権者の懲戒権と子ども虐待の関係

親権の中の1つとして民法第822条第1項には「懲戒権」が規定されており、しばしば「子どもをしつけるのに、他人が口を出すな」「俺は親権者なんだから子どもを叱るのに殴って当たり前だろう」などと虐待を「しつけ」と主張する親はまだまだ少なくありません。

しかし、児童虐待防止法第14条第1項は「児童の親権を行う者は、児童のしつけに際して、その適切な行使に配慮しなければならない」と規定し、第2項には「児童の親権を行う者は、児童虐待に係る暴行罪、傷害罪その他の犯罪について、当該児童の親権を行う者であることを理由として、その責めを免れることはない」と規定されており、しつけの範囲を逸脱した子ども虐待については、法律上犯罪となることが示されています。



<sup>1</sup> 児童福祉法第25条の2において、地方公共団体は「要保護児童対策地域協議会を置くように努めなければならない」とされています。「協議会」の目的は「要保護児童若しくは要支援児童及びその保護者又は特定妊婦に関する情報、その他要保護児童の適切な保護又は要支援児童若しくは特定妊婦への適切な支援を図るために必要な情報の交換を行うとともに、要保護児童等に対する支援の内容に関する協議を行うもの」とされています。

